

令和7年度 第2回 北栄町社会教育委員会兼北栄町公民館運営審議会

日時 令和7年12月1日(月)

午後1時30分～午後3時

場所 大栄農村環境改善センター 会議室3

日 程

1 開 会

2 あいさつ

3 定足数の確認

委員10名中___人出席

4 議事録署名委員の指名

・三村委員長

・()

5 協議・報告事項

(1) 研修報告

全県社会教育関係者研修会 (P. 2～5)

鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会 (P. 6～8)

(2) 令和7年度の主な事業の中間報告・令和8年度事業に向けて

① 生涯学習課 文化・スポーツ推進室 (P. 9～21)

② (一財)北栄スポーツクラブ

③ 生涯学習課 人権教育推進室

④ 中央公民館

⑤ 中央公民館大栄分館

⑥ 図書館

(3) その他

6 町内で子ども・若者をサポートする団体の紹介

・「エイ！ホクエイ」について(一般社団法人E I)

・「ゆらのあき家 フロート」について(つながる学校プロジェクト)

・「はぐでり」について(Huglink)

7 その他

8 閉 会

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

委員名簿

番号	氏名	所属等	構成等
1	西村 信彦	大栄小学校代表	学校教育関係者
2	萬 章夫	北条中学校代表	
3	岡本 栄里子	北条小学校PTA代表	社会教育関係者
4	大橋 絵里	大栄中学校PTA代表	
5	安田 千秋	婦人会代表	
6	前田 伸雄	自治会長会代表	
7	別本 勝美	文化団体代表	
8	三村 章雄	青少年育成関係者	家庭教育の向上に資する活動を行う者
9	清水 武		学識経験者
10	玉木 純一		

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

<事務局出席者>

番号	氏名	職名	所属等	備考
1	笠見 隆志	教育長	教育委員会	
2	渡辺 健二	課長	生涯学習課	
3	福庭 克展	室長	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	
4	川本 伸明	室長	生涯学習課 人権教育推進室	
5	松尾 大介	館長	中央公民館	
6	福田 香織	主幹	図書館	
7	吉田 千成	館長	北栄人権文化センター (ほくほくプラザ)	
8	福田 愛治	理事長	(特非)まちづくりネット	中央公民館 大栄分館
9	荒川 辰也	事務局長	(一財)北栄スポーツクラブ	
10	荒木 啓子		地域学校協働活動推進員	北条校区
11	菱井 啓子		地域学校協働活動推進員	大栄校区
12	池口 沙弥香	社会教育主事	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	

令和7年度全県社会教育関係者研修会

1 目 的

地域づくりや地域課題の解決等に向けて、住民の学びの場である公民館が果たすべき役割を考え、機能を強化し、地域コミュニティの基盤となって生涯学習や社会教育活動を推進していくことで、地域の教育力向上を図る。

2 日 時 令和7年9月30日（火）午後1時～午後4時

3 場 所 上灘コミュニティセンター（倉吉市上灘）

4 参加者：三村委員長、玉木副委員長、清水委員
（事務局）池口

5 内 容

【実践発表】

- ・琴浦町古布庄地区公民館
- ・境港市中浜公民館

【講演・演習】

講師 国立大洲青少年交流の家 所長 中尾 治司 氏
講演

「愛媛県における公民館版SDGsの制定経緯と取り組みの実際・課題について」
演習（ワークショップ）

「このまちを、未来へつなぐには？～地域の持続と発展について考えてみよう！」

令和7年度 全県社会教育関係者研修会

北栄町社会教育委員 玉木純一

本年度の全県社会教育関係者研修会が、令和7年9月30日に上灘コミュニティセンターで開催された。開会行事のあと、実践発表と講演が行われた。

最初の発表は、東伯郡琴浦町古布庄地区公民館馬野館長による『公民館とまちづくり協議会との連携』。人口減少、高齢化、保育園の廃園、小学校の統合などによる地域の衰退をくい止め、賑わいと活力を取り戻すために、「まちづくり協議会」を組織。古布庄地区公民館とまちづくり協議会が連携して取り組んでいる活動が紹介された。

「安全安心な地域づくり」として、防災訓練、特殊詐欺講習会、行政座談会、消火訓練、助け合い交通スタッフ活動、議会との意見交換会など。「健康で心豊かな暮らしの推進」として、百歳体操、体幹トレーニング、竹細工教室、スマホ教室、パッチワーク教室、しめ縄づくりなど。「世代を超えたつながり」として、夏祭り、こども園との交流会、ふれあい交流会、おやこの楽しい時間、盆踊り、ニュースポーツ交流会など。「地域資源を活用したまちづくり」として、サウナ体験会、そばの播種作業、そば打ち、手打ちそばランチ、ランチ&カフェルーム、草刈り機講習会など。

これからも「地域の事情や住民ニーズを的確に把握し、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを目指します」という言葉で締めくくられた。

続いての発表は、境港市中浜地区公民館木村館長による『防災でつながる中浜地区を目指して』。はじめに中浜地区における各自治会の防災への取り組み状況として、①ささえ愛マップ作り ②避難訓練・防災訓練等の実施 ③防災備品の備え の説明の後、中浜公民館における防災に関する取り組みについて紹介がありました。中浜公民館では、「公民館活動を通じた地域活動の推進」として、①公民館まつりで防災をテーマにした展示や催しとして、防災ボトルづくり、防災クイズ、避難所づくり、防災食の試食、能登半島地震における自衛隊や警察の活動紹介、ささえ愛マップづくり、エコノミー症候群対策運動など。②子ども講座での防災に関する活動として、迷路に挑戦、竹でおわんやはしを作って流しそうめん、パッケージクラフトづくりなど。③自主講座同士の交流。

「公民館は防災の大切な拠点」として、公民館活動が活発になれば、地域住民同士のつながりが深まり、住民同士の協力や連携により災害後の対応が円滑迅速な復興につながるとまとめられた。

実践発表の後、休憩を挟んで、国立青少年教育振興機構国立大洲青少年交流の家所長中尾治司氏による「愛媛県における公民館版SDGsの制定経緯と取組の実際・課題について」の講演。

施策として公民館に期待していることは、①機能強化 ②活性化 ③リカレント教育 ④人材の活躍促進。特に、機能強化では、「役割の明確化」「地域住民の参加促進」「住民の意向を取り入れた運営」「デジタル環境の整備と活用」を挙げられた。

続いて、「愛媛県における公民館版SDGs」。公民館を発展させるための16の目標を紹介された。

1 人づくり	2 地域づくり	3 学びの拠点	4 コーディネート	5 家庭教育支援	6 青少年・若年層
7 地域学校協働活動	8 地域防災	9 健康づくり	10 共生社会	11 地域課題解決型	
12 情報	13 伝統・文化	14 ボランティア	15 資金調達	16 ネットワーク型行政	

休憩後の演習では、「愛媛県における公民館版SDGs」をもとに、グループワークを行う。

まとめとして、公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与し、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを即し、人づくり、地域づくりに貢献しています。しかし、活動が「ここからここまで」という範囲がなく、やれることはいくらでもあるが、やらなくても過ぎてしまう傾向があり、今こそ「考え方×熱意×能力」が求められている。

『公民館版 SDGs』チェックシート（簡易版）

1. 未来を拓く「人づくり」を進める公民館	・地域課題に主体的に取り組もうとする人材育成を進めている。
	・地域づくりの担い手になる人材育成に取り組んでいる。
	・まちづくり分野や民間の立場で地域活性化に取り組む人材との連携・協働を図っている。
	・幼少期から地域の愛着を育む事業を展開し、参加してきた青少年や若年層を積極的に活用している。
2. 持続可能な「地域づくり」に取り組む公民館	・住民が地域の中に居場所を持っているという肯定感が得られる取組を行っている。
	・住民同士が対話や議論を通じて地域の将来像を考える機運を醸成している。
	・世代のつながりを重視した多世代交流型のイベントや事業に力を注いでいる。
	・地域活性化・街づくりの拠点施設として、施設設備を有効に活用し、学びと活動を循環させている。
	・産業振興・郷土振興の挑戦を継続している。
3. 「学びの拠点」としての機能を発揮する公民館	・学びの拠点としての機能を発揮するため、公民館活動の中長期的計画を策定している。
	・住民にとって身近で目的を共有しやすいテーマを設定するなど、学びのきっかけづくりを工夫している。
	・講座や講演会、教室、イベント等、自主的又は他機関等と共同で、多様な学習機会を提供している。
	・個人の要望と社会の要請のバランスを視野に置いた学びを展開している。
4. 人・モノ・ことをつなぎ、「コーディネート」する公民館	・地域課題を的確に捉え、必要な人やモノ、ことを必要としているところに効果的に結び付けている。
	・乳幼児から高齢者まで、幅広い世代が各々の「よさ」を発揮し、多世代が交流できる事業を行っている。
	・住民相互のつながりを形成できる学習活動や事業を展開している。
	・仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などを常に新しく整えている。
5. 住民の「家庭教育支援」のよりどころになる公民館	・社会教育関係団体や首長部局、NPO、大学、民間事業者等と連携し、強みを出し合っている。
	・家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設および集会を開催している。
	・PTAや子育てサークル等が行う家庭教育に関する学習機会の提供に積極的に協力している。
	・保育園や幼稚園、学校等や子育て支援担当部局と連携して、事業を展開している。
	・子育て世代の保護者等が学習や各種事業に参加しやすいよう、託児対策等の配慮を行っている。
6. 「青少年・若年層」の地域づくり参画を仕掛ける公民館	・家庭教育支援グループなどの相談や交流機会の提供を図る団体と日常的に連携している。
	・次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進する体制を構築している。
	・青少年や若年層の住民が地域や社会に主体的に参画できる事業を実施している。
	・若者の声やニーズを若者自身が実際に具現化、実装化できる仕組みを整えている。
7. 「地域学校協働活動」を推進する公民館	・多様な地域活動に青少年や若年層が計画の段階から参画する方策を検討し、実施・評価している。
	・学校及び青少年育成団体、各機関との連携を密にし、多面的に青少年健全育成を推進している。
	・子どもたちの豊かな学びと、地域活性化を目指す地域学校協働活動の必要性を理解している。
	・地域学校協働活動を通じて、幼少期から子どもの地域への理解と愛着を育む取組等を促進している。
8. 安全・安心な地域づくりのための「地域防災」拠点となる公民館	・地域学校協働活動に携わる地域住民の学びや住民同士のつながりづくりに積極的に関わっている。
	・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に主体的に関わっている。
	・学校と連携・協働して「地域と共にある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進している。
	・地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成する取組を実施している。
9. 生涯にわたる「健康づくり」と生きがいの充足を図る公民館	・災害時の避難所としての公民館の役割を明確にし、訓練している。
	・防災に関する学習にワークショップ等の手法を取り入れ、防災マップなどを作成している。
	・食の安全性や悪質商法等の被害防止、交通安全、防犯等の学習や活動を行っている。
	・首長部局や関係諸機関と連携し、犯罪の起きにくい地域づくりへの取組を行っている。
9. 生涯にわたる「健康づくり」と生きがいの充足を図る公民館	・高齢者が健康で自立して暮らしていくための学習や活動、つながりづくりに取り組んでいる。
	・豊かな知識・技術・経験を有する高齢者の活躍の場や機会を創出している。
	・地域の担い手となる高齢者やシニア層の発掘・育成を行っている。
	・住民が生涯にわたって学習・スポーツ・地域活動等に参加し、心豊かに暮らせる地域づくりに貢献している。
・首長部局や社会福祉協議会、福祉施設等と連携し、健康長寿社会づくりに関わっている。	

10. すべての人が安心して暮らせる「共生社会」を目指す公民館	・年齢・性別・障がいの有無・国籍・所得等を問わず、すべての人に開かれた場所として運営されている。
	・地域社会に人権文化を根付かせるため、さまざまな人権学習の機会を設定している。
	・すべての人が、文化や価値観、個性等の違いを認め合い、安心できる環境を整えている。
	・孤立しがちな人や、生きづらさを抱えた人も含め、すべての人が安心して暮らせる地域づくりに貢献している。
11. 「地域課題解決型」の学びを実践する公民館	・地域の課題や社会の変化に対応できるよう、地域固有の魅力や特色を見直す活動に取り組んでいる。
	・地域の里海・里山・自然等を住民が主体的に守る環境に関する学習や活動に取り組んでいる。
	・様々な課題を住民主体で解決するために、学びや活動、つながりづくりを支援している。
	・学習成果を活動に生かし、新たな課題に向き合い意欲を高める仕組みをつくっている。
12. 「情報」の集約と発信により地域に活力をもたらす公民館	・情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うためのスキルを高めている。
	・社会教育に係る学習や文化活動の機会に関する情報を収集・整理し、提供している。
	・体験活動やボランティア、生涯学習に関する人材の情報を整理し、公開している。
	・SNS等のツールを使った住民の主体的な情報発信に公民館の話題が含まれるよう連携している。
13. 地域の「伝統・文化」を継承し、保存し、図書活動を充実させる公民館	・地域の活性化につながる固有の歴史や伝統、文化の発掘と保存に努め、人材育成に努めている。
	・ふるさと学や郷土学等による地域の自然や歴史、伝統、文化に関する教育の推進支援を行っている。
	・子どもの読書活動や地域の読書文化の推進を図るため、図書整備や図書活動充実策を備えている。
	・地域の多様な文化・伝統芸能活動を行うグループへの支援を行っている。
14. 社会に貢献する「ボランティア」を推進する公民館	・ボランティア養成の学習機会及び学習情報の提供の充実を図っている。
	・青少年をはじめ、住民のボランティア活動が活発に行われるよう、各種機関・団体と連携している。
	・地域におけるボランティア活動が盛んになるような気運の醸成を図っている。
	・様々な分野のボランティア指導者や実践者、関係団体等の情報の収集・提供に努めている。
15. 多様な「資金調達」手法の活用を図る公民館	・被災時に災害ボランティアや復興支援ボランティアの活動を支援する体制を整えている。
	・住民に最も近い社会教育施設として、実績や評価等に基づく政策予算の確保に努めている。
	・クラウドファンディングによる資金調達等の手法を研究している。
	・企業や市民とともに、知恵とアイデアを出し合い、事業を運営することに取り組んでいる。
16. 多様な主体と連携・協働し、「ネットワーク型行政」を実践する公民館	・公的機関や民間団体が整備している基金・助成金等の活用を検討している。
	・公的機関や民間団体が整備している基金・助成金等の情報を収集し、周知・提供している。
	・自前主義を脱却し、積極的に多様な主体と連携・協働している。
	・地域と行政を円滑につなぎ、きめ細かい視点で社会教育活動の活性化を図っている。
	・首長部局や民生委員等との連携を強化し、社会的に孤立しがちな人にアプローチしている。
	・首長部局と教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体を結びつける役割を果たしている。
	・地域貢献をしようとする企業との連携を進め、行政と企業のWIN-WINの関係づくりに取り組んでいる。

令和7年度鳥取県社会教育振興大会兼鳥取県社会教育委員研修会

令和7年度大会テーマ 「輝き躍動する鳥取県社会教育の未来～広げよう、社会教育！～」

1 趣 旨

全県の社会教育委員をはじめ社会教育関係者が、地域づくりや人づくりに向けた生涯学習・社会教育活動の今後のあり方について考え、ひいては県内の社会教育の充実に資することを目的として開催されました。

2 日 時 令和7年11月14日（金）午前10時30分～午後4時

※午後は社会教育委員研修会

参加者：三村委員長、玉木副委員長、清水委員
（事務局）笠見・渡辺・福庭・松尾・池口
実践発表 北栄町公民館

内 容：〈午前〉

【講演】

テーマ「共生社会における社会教育の可能性」

講師 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授 松田 弥花 氏

〈午後〉社会教育委員研修会

【ワークショップ】

テーマ「私たちの地域で実現させたい社会教育委員活動」

講師 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授 松田 弥花 氏

〈その他〉

【実践発表】

第1分科会：ガールスカウト鳥取県連盟、若桜町、伯耆町、北栄町
北栄町「ほくらボからのまちづくり～新たな公民館から見える風景～」

第2分科会：日野町、境港市、八頭町

【掲示発表】鳥取市、米子市、岩美町、三朝町、湯梨浜町、南部町
日南町、鳥取県立図書館、ガールスカウト鳥取連盟

※「掲示資料」と「実践発表資料」は県社会教育課ホームページにアップされる予定です。

(URL) <https://www.pref.tottori.lg.jp/45401.htm>



県社会教育課 HP

令和7年度 鳥取県社会教育振興大会 兼 社会教育委員研修会

(報告)
令和7年11月14日
清水 武

実施の
日時・令和7年11月14日(金)
会場・米子コンベンションセンター

①基調講演 テーマ 「共生社会における社会教育の可能性」 講師 広島大学大学院 人間社会科学部研究科(准教授) 松田弥花 氏

早口で、学術論文(のようなもの)を読み上げ、理解がついていかない。若い先生特有の難解な内容であった。社会教育委員の立場で、一般教養として知っておいてよいが、実務には「方法論」がなく役立たない。講演の主旨は、「共生社会」とは全ての人(障がい者含む)が活躍する社会である。共生社会を実現するために学ぶのではなく、学びがあるから共生社会となる。学ぶことは互いを知り、自分を知り、他者と共にあることを実感すること。

社会教育の歴史・・・生涯学習の歴史・・・、公民館活動の歴史……………

最後に沖縄県若狭公民館の実例・・・誰一人取り残さない地域社会の実現、

先生の結論＝孤独が蔓延する現代社会において誰一人取り残さない社会づくりが重要。共生社会を実現するためには、個人の変革ではなく既存の社会の枠組みを組み替える必要がある。そのためには市民が社会の構成員になるための「学び」を基盤とした「包摂的」な取り組みが求められる。社会教育はその「学び」を生み出す重要な役割を担っている。

→ 「共生社会」実現のために、社会教育の「学び」が必要なのか？

社会教育の「学び」は個人の意思に基づき、制約を受けることなく受けるものではないか？

②第3分科会 社会教育委員研修会 広島大学 松田弥花・准教授 ワークショップ「私たちの地域で実現させたい社会教育委員活動」

★KJ法による意見集約とめざす方向の探求

KJ法とは文化人類学者・川喜田二郎の頭文字から名付けた方法で、「カード法」とも呼ばれている。自分自身の学術調査のために、多くの色々な情報をまとめるため、グルーピングして行って真理に近づくために取った探求方法。

- ①4人一組になり、1人10枚以上の「私たちの町で実現させたいアイデア」をカードに書いていく。
- ②各人の書いたカードを、模造紙に、内容の似通ったものをグループ毎に貼っていく。
- ③グルーピングした固まりに共通テーマを張る。
- ④空間配置、再グルーピング グループを線で囲む。
- ⑤構造化グループ毎の関連がどうかを線で表現する。
- ⑥番号付け(優先順位) 枠内に番号をつける。



ルールとして ・絶対に批判しない ・自由に発言する ・質より量 ・連想と結合

テーマ 10年後、自分の住む地域はこうなってほしい

⇒思い描く地域にするために、自分は社会教育委員として何ができるか

5グループがそれぞれ発表した。

【F組の例】「自慢したくなるような町」

1. あいさつ
2. 仲間づくり
3. 子ども遊び
4. イベント 体験
5. 交通
6. 自然のすばらしさ
7. 安心
8. じげを大事に

あいさつが出来る子ども達	地域が仲良く過ごす	出会った人と明るく挨拶する	近所の付き合いが多い	誰もが挨拶をかわす	誰とも話し合いができる
誰にでも相談相手がある	子育てに困らない	高齢者でも一人取でも楽しく過ごせる	大人は誰でも地域の子供の面倒をみる	大人と子供が気軽に触れ合える	皆で日向ぼっこができる
子どもたちの声が聞こえる	子どもの遊び場の多い街	子どもが外で遊ぶ	中学生が小学生の面倒を見る		
街の行事に全員が参加する	誰もが企画立案できる場所	体験活動が充実した地域	地域の特色あるイベント開催	家族が参加しやすいイベントがある	スポーツや文化を多くの人が楽しむ
人が交流するための拠点と交通手段がある	地域を自由に行き来できる	市外へ出かけるやま	買物が楽にできる	自家用車がなくても生活できる街	
自然環境が保たれている 美しい海	ほどほど人気の観光地になる	身近に自然が感じられる街	災害のない安心できる街		
外国人の方もたくさん働いている	ワーキングする人が増えている				
リーダー(若い人)がいる	祭りで男女とも盛り上げている	関連人口の増加	他地域との交流がある	田舎が活用されている	

③第1分科会 ほくらボからのまちづくり - 新たな公民館から見える景色 - 北栄町中央公民館 松尾大介・館長

町民がまちづくりに参加する新しい仕組み「ほくらボ」。この「ほくらボ」とおして、新たな公民館が交流を育む未来につながるまちの拠点としてその機能を発揮できるよう、現在、新たな公民館建設を進めています。具体について発表がありました。

令和7年度 鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会

北栄町社会教育委員 玉木純一

本年度の鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員研修会が、令和7年11月14日、米子コンベンションセンターで開催された。

午前中は開会行事のあと、全体会で広島大学大学院人間社会科学研究科准教授、松田弥花氏の基調講演。テーマは「共生社会における社会教育の可能性」。松田弥花氏は、社会教育学・生涯学習論を専門とし、教育福祉やインクルーシブ教育を研究。北欧・スウェーデンの教育福祉にも造詣が深いとのこと。

講演内容のまとめとして、『孤独が蔓延する現代社会において、「誰一人取り残さない」社会づくりが重要である。「共生社会」を実現するためには、個人の変革ではなく既存の社会の枠組みを組み替える必要がある。そのためには、全ての市民が社会の構成員になるための「学び」を基盤とした「包摂的」な取り組みが求められる。社会教育はその「学び」を生み出す重要な役割を担っている。』とされた。

このまとめに至る過程において、次のような政策動向を挙げられました。

- ① 令和4年2月公表「教育進化のための改革ビジョン」
 - ・誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育
 - ・地域の絆を深め共生社会を実現するための学校・家庭・地域の連携強化
- ② 令和4年8月公表「第11期中央教育審議会生涯教育文科会における議論の整理」
 - ・人と人の「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状況にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
- ③ 令和5年6月閣議決定「第4期教育振興基本計画」
 - ・誰一人として取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進。

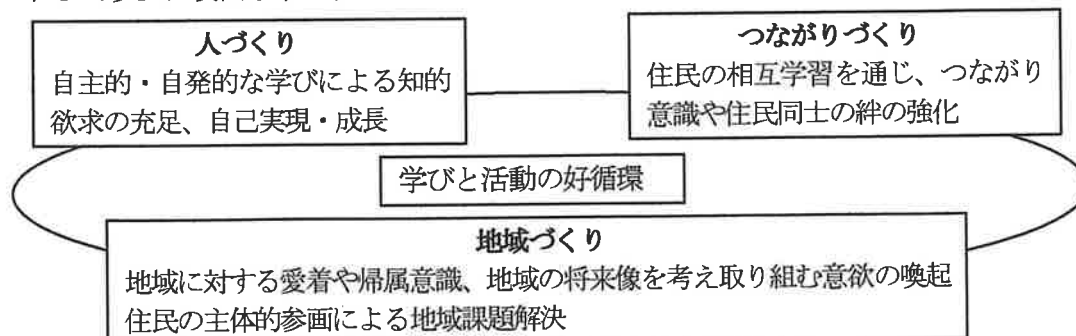
また、共生社会のとらえ方として、

- ① 文科省は、「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことが出来る社会の実現が大事。そのためには、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育の理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要とする。

インクルーシブとは、「包括的な」、「包み込む」という意味で、インクルーシブ教育については、2006年12月の国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、障害の有無や国籍、性別などにかかわらず、すべての子どもたちが共に学び、多様性を尊重する教育の仕組みです。

- ② 厚生労働省は、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。言い換えると、誰もが役割をもてる地域共生社会。

中央教育審議会の答申では、社会教育は、「人づくり」と「つながり」づくりの基盤である。人口減少など社会の大きな変化の中であって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されている。



午後は、社会教育委員研修会でワークショップ。「私たちの地域で実現させたい社会教育委員活動」と題し、「10年後、自分の住む地域はこうなってほしい。そのために自分は社会教育委員として何が出来るか」をテーマに、4人グループでKJ法によるアイディア出し、グルーピングしながら、構造化、番号付けをして完成させました。今回は、グループでの話し合いが多くあり、最後にはグループごとの発表も行なわれ、充実した時間となりました。

①生涯学習課 文化・スポーツ推進室

令和7年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

- ・町制20周年記念事業 すいかながも健康マラソン大会
- ・令和7年度全国高等学校総合体育大会（自転車競技）
- ・町制施行20周年記念特別展 歴史民俗資料館特別企画展「北栄町の文化財」（10/1～11/16）
- ・齋尾家住宅整備・保存事業

年間スケジュール

社会教育関係事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 社会教育委員等の会議・研修等		● (5/21)							● (12/1)			●	
		● 各種研修							● 社会教育関係者研修会 (9/30、12/7)				● 鳥取県社会教育振興大会 (11/14)
(2) 社会教育推進事業		● 生涯学習出前講座							● 新メニュー取りまとめ				● 新メニュー周知
(3) 青少年教育事業		● 総会 (5/15)							● 役員会			● 役員会	
			● 青少年育成連絡会 (7/16)						● 青少年育成連絡会				
			● あいさつ運動推進強調期間 (5/26～30)						● あいさつ運動推進強調期間 (10/20～24)				
			● 見守りパトロール (8/24)						● 見守りパトロール				
			あいさつ運動推進事業所募集										
	● 成人式								● 式典 (1/3)				
	● 放課後子ども総合プラン運営委員会												● 運営委員会
	● 運営委員会 (5/21)												
	● 子どもほくえい塾事業												
	子どもほくえい塾												
	● 中部地区少年少女のつどい								● ハイスクールフォーラム				
	● (6/7開催地：三朝町)								● (12/7開催地：まなびタウンとうはく)				
(4) 家庭教育推進事業		● 家庭教育12か条、6:30運動の推進											
(5) 社会教育関係団体への支援		● 婦人会活動の補助											
	● 補助金申請												● 実績報告

文化・文化財事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
(1) 芸術文化の鑑賞・体験	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞教室・青少年劇場（北条小6/18、大栄小9/19、北条中11/6、大栄中6/12・6/26・11/12） 開催校決定 ← (公演予定) ・アートスタート支援（通年受付） 													
(2) 伝統文化・伝統芸能の継承・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化・伝統芸能の継承・保存（随時） 													R8.1.3の成人式で 瀬戸獅子舞披露
(3) 北栄文化回廊事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北栄文化回廊 													← (11/3~15) ※メイン期間
(4) 文化財保存活用地域計画関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進（・由良台場・六尾反射炉発信、連携事業含む） 													
(5) 文化財、天然記念物等の保護及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護委員会【年間3回】 ●(6/23) ●(12/4) ● ・文化財保護に関する協議（通年） 													
文化・文化財事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
(6) 埋蔵文化財関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業との調整・各種調査（通年受付・対応） 													
(7) 歴史民俗資料館事業 愛称：北栄みらい伝承館	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料館管理（施設管理運営：通年） ・歴史民俗資料館運営委員会【年間2回】 ●(6/23) ●(12/4) ・展示事業（通年） 													

社会体育関係事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
(1) 保健体育総務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北栄町スポーツ推進委員協議会 ・北栄町スポーツ表彰 ●表彰式 													
(2) 保健体育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・北栄町スポーツ・文化芸術全国大会等出場奨励金交付（通年・随時） ・北栄町スポーツクラブ事業（社会体育施設指定管理者） ●ソフトボール大会 ●グラウンド・ゴルフ大会 ●駅伝大会 ●バレーボール大会 ●バドミントン大会 ●卓球大会 ●北栄パットゲームスター大会 ●バスケットボール大会 ・北栄てくてくウォーキング ●第1回(4/26) ●第2回(11/8) ・訪問型ニュースポーツ体験事業 													1/1元旦マラソン &ウォーキング
(3) すいか・ながいも健康マラソン大会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・すいか・ながいも健康マラソン大会 ●実行委員会（通年） ●マラソン大会（6/15） 													

令和8年度事業計画について（予定）

- ・第39回すいか・ながいも健康マラソン大会（R8.6.14）

②（一財）北栄スポーツクラブ

令和7年度 （一財）北栄スポーツクラブ事業計画

～スポーツ・健康・まちづくり～

1. 基本方針

- (1) 町民が生涯を通じ豊かで活力ある生活を営むため、生涯スポーツ社会の創出と定着の推進を図る。
- (2) 「町との協働によるまちづくり」の具現化を図り、健康で明るいまちづくりを推進する。
- (3) （一財）北栄スポーツクラブの趣旨を啓発し、会員の増員並びに多様なクラブの育成を図り、総合型地域スポーツクラブの浸透を推進する。

2. 事業内容

基本方針に沿い理事会・評議員会を随時開催し、具体的には次の事業を行う。

月別事業（大会・教室等）

月	事業名	開催場所
4	北栄スポーツクラブジュニアクラブ活動開始式 健康運動教室（毎週月・木・金曜日） ヨガ教室（毎週水曜日） バランスボール&フィットネス教室（毎月第1・3土曜日）	海洋センター 海洋センターほか 海洋センター 海洋センター
5	北栄ナイター野球リーグ開幕	大栄野球場
6	プールオープン(6/1)	海洋センター
7	東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（琴浦町） 水泳教室（8月まで） 北栄BG塾（8月まで）	東伯郡内一円 海洋センター 海洋センターほか
8	ランニング教室（11月まで） 夏季県民スポレク祭	大栄中学校グラウンドほか 全県
9	北栄ウオーターフェスティバル(9/14) 北栄ソフトボール大会(9/21) 雨天中止 プールクローズ(9/28)	海洋センター 大栄野球場ほか 海洋センター
10	北栄グラウンド・ゴルフ大会(10/4) 雨天中止 秋季県民スポレク祭	レークサイド大栄 全県
11	北栄駅伝競走大会(11/9) 中部駅伝競走大会(11/16) 北栄バレーボール大会(11/30)	北栄町内 中部一円 大栄中学校体育館ほか

月	事業名	開催場所
12	北栄バドミントン大会(12/14) 北栄剣道大会→11/30へ変更 ジュニア指導者研修会(12/20)	北条中学校体育館 北条ふれあい会館 海洋センター
1	元旦マラソン&ウオーキング大会(1/1) 北栄卓球大会(1/18) パットゲームスター大会(1/25)	北条農村環境改善センター 大栄中学校ほか 海洋センター
2	冬季県民スポレク祭 スキー教室(2/7) 北栄バスケットボール大会(2/15) スポーツグランプリ表彰式(2/21)	全県 恩原スキー場 北条中学校体育館ほか 大栄農村環境改善センター

3. 事業

(1) 主管事業

- ・北栄スポーツクラブ各種団体育成事業
- ・各種教室等の開催事業
- ・クラブハウスの開放事業
- ・健康運動教室（毎週月・木・金曜日）
- ・スポーツ安全保険の加入奨励事務
- ・ヨガ教室（毎週水曜日）
- ・クラブ指導者の養成研修
- ・バランスボール&フィットネス教室（第1・3土曜日）
- ・クラブマネジャーの養成
- ・北栄BG塾

(2) 協働事業

- ・北栄町健康づくり事業

(3) 補助事業

- ・スポーツ少年団
- ・中部地区駅伝競走大会
- ・北栄町駅伝競走大会
- ・各種スポーツ大会開催事業
- ・スポーツグランプリ表彰
- ・元旦マラソン&ウオーキング大会
- ・県民スポーツ・レクリエーション祭
- ・東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭

(4) 受託事業

- ・学校体育施設の利用受付（北条・大栄小・中学校体育館、運動場、武道館に限る）

4. 指定管理施設

- ・北栄町B & G海洋センター
- ・北条運動場
- ・大栄運動場
- ・北条野球場
- ・北条ふれあい会館
- ・大栄ふれあい会館
- ・北条体育館
- ・大栄体育館
- ・大栄野球場

令和8年度事業計画について（予定）

- ・東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭開催町

③生涯学習課 人権教育推進室

令和7年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

・人権学習会（ほくほクラブ事業）のリニューアル

<p>(1) 人権教育推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重するまちづくり審議会事業 <ul style="list-style-type: none"> ●審議会 ・人権啓発活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ●人権の花運動（10/6大栄小 10/23北条小） ・人権擁護委員事業（相談：年間） <ul style="list-style-type: none"> ●街頭啓発 ●人権週間事業所訪問等（12/4） ・人権を学ぶ会事業 <ul style="list-style-type: none"> 各自治会実施（9月～11月） ●協力員会議 ●協力員会議 ●協力員会議 ●協力員研修会 ●地区推進員会議 ●地区推進員会議 ・ほくほクラブ事業（小中学校別通年） ・人権教育推進員設置事業 ・鳥取県人権教育推進協議会負担金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県研究集会（8/1） ・人権教育・啓発推進協議会事業 <ul style="list-style-type: none"> ●理事会 ●総会 ●理事会 ●理事会 ●じんけんフェスティバル(12/6)
<p>(2) 隣保館運営事業 ほくほくプラザ （北栄人権文化センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教養文化教室（習字：毎月2回） ・おしゃべりサロン（毎月第3金曜日） ・分かりやすいじんけんの話（年6回） <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者 ●性的マイリティ（9月、10月） ●子ども ●ひきこもりの状態にある人 ●部落問題 ●犯罪被害者等 ・ほくほくプラザだより（館報）の発行（毎月） ・部落解放中学3年生交流参加負担金事業 <ul style="list-style-type: none"> ●部落解放中学3年生交流会 ・隣保館運営審議会兼児童館運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ●審議会兼委員会 ●審議会兼委員会

(3) 児童館運営事業 ほくほくプラザ (北栄人権文化センター)	・遊びの場の提供(年間)											
	←											
	・スマイル通信(館報)の発行(毎月)											
	←											
	・絵本の読み聞かせ会(毎月第2日曜日)											
	←											
	・各種行事(料理教室、工作教室等)											
	●職場体験(鳥取空港)				●科学実験				●ほくほく食堂(12/24)			
	●体験(ポップコーン)				●ほくほく食堂みに							
	●創作(お花)				●体験(お月見団子)				●創作(まり飾り)			
●ボランティア教室				●創作(フォトフレーム)				●体験(恵方巻)				
●創作(バッグ)				●創作(プラネタリウム)				●バレンタインお菓子作り				
●自然体験(お魚)				●職場体験(リンゴ収穫)				●木工教室				
●ほくほく食堂				●体験(親子ヨガ)				●ほくほく食堂				
				●職場体験(大山乳業)								

令和8年度事業計画について(予定)

- ・隣保館事業 ほくほく食堂の充実
対象者：小学生⇒どなたでも 内容：学習のほか体験的な活動を計画

④中央公民館

令和7年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

・大栄分館建替事業

年間スケジュール

事業・業務名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 管理運営	・施設管理運営												LED化工事 修繕工事
(2) 生涯学習推進事業	・高齢者対象講座（シニアクラブ） ●開講式(4/28) ●スポーツ交流(9/8) ●閉講式(3/9) ●野外研修(10/1,9) ・青少年育成講座 ●おもしろまなびタイム(12回) ●夏休みわくわく体験(8/1) ・成人対象講座 ●スマホ(16回)、健康麻雀(3回)、脳トレ(14回)、つまみ細工(2回) ・民芸実習館講座 ●陶芸教室(2回) ●木竹教室(3回) ●水墨画教室(3回) ●木版画教室(4回)												コース学習(10回) 総合学習(8回) 毎月水曜日概ね2回 美術展 公民館まつり 作品出展
(3) 展示・発表・鑑賞事業	・第21回美術展(11月3日～15日) ●美術展 ・公民館まつり(作品展：6月28日～7月6日) ●作品展 ●芸能発表会(7月6日) ・「北栄文芸」発刊 ●第78号 ●第79号 ●第80号 ●第81号												
(4) 団体等の育成と拡充	・文化教室成果還元活動費助成 ・文化団体協議会運営費補助金 ●申請・交付決定 ●完了												
(5) ほくえい未来ラボ事業	・ほくえい未来ラボ(5月～10月) ●第1回(5/31) ●中間発表(8/10) ●第2回(6/22) ●最終発表(10/19) ●講演会(7/13)												
(6) 大栄分館建替事業	解体・建築に伴う各種調整・準備 ●解体												12月より休館

令和8年度事業計画について（予定）

・大栄分館建替事業

北栄町中央公民館大栄分館の建替えについて

1 経過

現在、大栄分館解体工事と地盤変動影響調査を進めており、現時点の計画では令和8年4月から建築工事を開始、令和9年4月の開館を予定しています。

令和7年12月上旬には、大栄分館事務所は図書館ゆら里に移転し、大倉土地改良区と大栄町土地改良区はJA鳥取中央大栄支所東側の旧生活センターに移転予定です。

なお、令和8年4月以降の建築工事の早期着工ができるよう、各種工事について12月定例会に債務負担行為として以下のとおり提案します。

令和8年度 工事(債務負担行為)

工事種別	金額(千円)
建築主体工事	678,150
電気設備工事	246,290
機械設備工事	143,000
監理業務	22,990
計	1,090,430

2 今後の予定

- 令和7年12月下旬 入札公告
- 令和8年1月(2月) 契約
- 令和8年4月 着工 ※内装木質化工事(45,760千円)は別途

3 施設の概要

(1) 高い安全性能と環境性能

- 災害に強い施設 浸水対策と沈下対策、複数出入口と階段で二方向避難が可能
- ZEB対応の施設 町内初の「ZEB」施設、環境学習や啓発拠点に

(2) 交流・利便性・親しみ・学び

- 人が集まる空間 木質内装・デッキテラス・カン演出・大屋根ランドマーク、県道前川・施設間結節
- 利便性の高さ 可動間仕切り、駐車・駐輪場の増設、周遊性、予約システム検討
- 親しみやすさ 子育て世代への配慮、充実した什器
- 学びの場 wifi接続環境、大型モニター、大型ホワイトボード、個別学習可能なスペース

(3) 福祉・ユニバーサルデザイン対応

- 使いやすさ 自動ドア、エレベーター、ローカウンター、身障駐車場、複数出入口と階段
- 分かりやすさ 音声案内、点字、多機能トイレ、表示サイン、カラーユニバーサルデザインなど

⑤ 中央公民館 大栄分館

令和7年度中央公民館大栄分館事業計画

～行って楽しい、元気になる公民館をめざして～

- 1 放課後子ども教室推進事業（子どもほくえい塾）
- 2 子どもミュージカルの公演 令和6年8月31日
- 3 パソコンカフェの開設 月2回月曜日午後開催
- 4 小筆教室の開催 月2回火曜日午前開催
- 5 切絵教室の開催 月2回金曜日午後開催
- 6 ペン習字教室の開催 月1回火曜日午前開催
- 7 料理教室
 - ① 男性料理
 - ② 韓国料理
 - ③ 生活を豊かにする料理講習
- 8 手づくり教室の開催
- 9 魅力あるロビー展示
- 10 町民の新規学習講座、趣味講座の立ち上げ支援
- 11 その他町民提案講座の実施
- 12 地域が元気になる事業展開を図る

令和8年度中央公民館大栄分館事業計画

～行って楽しい、元気になる公民館をめざして～

- 1 放課後子ども教室推進事業（子どもほくえい塾）
- 2 子どもミュージカルの公演 2026年8月30日
- 3 パソコンカフェの開設 月2回月曜日午後開催
- 4 小筆教室の開催 月2回火曜日午前開催
- 5 切絵教室の開催 月2回金曜日午後開催
- 6 ペン習字教室の開催 月1回火曜日午前開催
- 7 料理教室
 - ① 男性料理
 - ② 韓国料理
 - ③ 生活を豊かにする料理講習
- 8 手づくり教室の開催
- 9 魅力あるロビー展示
- 10 町民の新規学習講座、趣味講座の立ち上げ支援
- 11 その他町民提案講座の実施
- 12 地域が元気になる事業展開を図る

令和7年度放課後子ども教室推進事業「子どもほくえい塾」

1 目的

平成16年度から令和6年度まで継続実施してきた放課後子ども教室推進事業「放課後子ども総合プラン」により、子どもたちのより安全な居場所づくり、体験活動に取り組める居場所を中央公民館・中央公民館大栄分館に求め、ふるさと北栄町を舞台に、放課後や週末、長期休業中などの様々な体験活動を町民有志ボランティアの指導協力によって行ってきた。令和7年度以降もこれを中央公民館大栄分館において継続し、地域の子供達を地域の大人が見守り、育て、ふるさと北栄町に愛着を持つ健全な青少年を育成するとともに、地域の大人たちのこれまでの生涯学習の成果を子どもたちに伝承する。

2 実施事業

令和7年4月1日～令和7年10月31日

No.	事業名	場所	指導者	回数	参加 延人数	保護者 延人数	指導者 延人数	備考
1	囲碁教室	大栄分館	囲碁クラブ員	13	56	2	29	第1・3土曜日
2	料理教室（大栄）	大栄分館	大栄地区食生活 改善推進員	3	33		23	指定した土曜日
3	料理教室（北条）	中央公民館	北条地区食生活 改善推進員	3	31		23	指定した土曜日
4	茶道教室（大栄）	大栄分館	吉田宗美ほか	5	24	2	10	指定した土曜日
5	茶道教室（北条）	中央公民館	吉田宗令ほか	14	69	9	38	指定した土曜日
6	ジュニアスポーツ	海洋センター他	山根雄一ほか	6	58	18	7	指定した日曜日
7	ふるさと花植え隊	コナン通り 駅前通り	大栄生涯学習 まちづくり研究会	5	9	6	25	4～10月 指定した土曜日
8	生マシュマロ	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	22		4	4月5日 土
9	たけのこ掘り	高千穂	福田愛治ほか	1	21		8	4月26日 土
10	赤十字運動 街頭キャンペーン	道の駅大栄 道の駅ほうじょう	大栄日赤奉仕団 北条日赤奉仕団	2	7	2	15	5月10日 土
11	はんことレターセット	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	15		3	5月10日 土
12	カケラアート	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	9		2	6月7日 土
13	ほたる観察会	妻波地区	吉野昭則ほか	1	12	11	5	6月7日 土
14	永久ゴマ	大栄分館	福田愛治ほか	1	10	5	3	7月12日 土
15	陶芸体験教室	民芸実習館	陶芸教室会員	2	44	23	16	7月20日 8月10日 日
16	夏休みの宿題 習字を書こう	大栄分館	大栄書道愛好会員	2	32		16	7月27日 8月3日 日
17	スーパーボールを作ろう	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	32	1	3	8月4日 月
18	カレーライスの日	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	100			8月6日 水
19	ミシンで小さなお財布 を作ろう	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	7	1	4	8月27日 水
20	ハーバリウムボールペン	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	19		2	9月13日 土
21	フラワーアレンジメント	大栄分館	長柄敏子	1	7		3	10月18日 土

22	ハロウィンバーガー	大栄分館	NPOまちづくりネット	1	15		4	10月25日	土
23	ステンドグラスアート	大栄分館	NPOまちづくりネット					11月8日	土
24	前川魚つり大会	大栄分館	NPOまちづくりネット					11月15日	土
25	募金活動でちょボラ	道の駅ほうじょう	北条日赤奉仕団					12月6日	土
	募金活動でちょボラ	道の駅大栄	大栄日赤奉仕団					12月7日	日
26	ブッシュドノエル	大栄分館	NPOまちづくりネット					12月6日	土
27	書き初め大会	改善センター	大栄書道愛好会					1月10日	土
28	プラバン	図書館	NPOまちづくりネット					1月17日	土
29	チョコバナナバウム	増進センター	NPOまちづくりネット					2月7日	土
30	子ども公民館まつり	大栄分館 大栄体育館	NPOまちづくりネット					2月23日	日
31	バス遠足	鏡野町	NPOまちづくりネット					3月27日	土
計				67	632	80	243		

⑥図書館

令和7年度 特徴的な事業や取組み（新規事業・例年とは違う取組みなど）

- ①図書館魅力化事業の主催は、図書館と夢の図書館プロジェクトの2本立てで行う。
・新たなメンバーを公募する
- ②図書館における障害者サービスを進める。（長期的に取り組む）
・LLブック等の購入・職員研修

年間スケジュール

事業・業務名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
(1) 図書館管理事業	← 施設管理 →												通年
											← 蔵書点検 →		
(2) 図書館運営事業	← 図書館ボランティア →												通年
					●（夏休み）中高生ボランティア								
	← 本の特集 →												通年
	← ブックリサイクル →				●（分室のみ）				●（両館）				
(3) 図書館魅力化事業	●夢の図書館プロジェクト企画												随時
									●図書館コンサート				
	← ギャラリーゆらりの活用 →												12月～中央公民館事務所
(4) 絵本でつながるまちづくり事業	●こども読書週間イベント												
	← →												
					●読み聞かせ入門講座								
								●読み聞かせワークショップ					
	●ブックスタート												隔月年6回
	●マタニティ・ファーストブック（パパママ教室含む）												通年
	← おはなし会（館内、こども園・高齢者施設などの巡回） →												通年
	← おすすめ絵本リレー（HP） →												月1回
	●音読教室												隔月年6回

令和8年度事業計画について（予定）

- ・e-sportsによる地域活性化を図る。
- ・コワーキングスペースの活用により仕事等に集中できる居場所を提供する。

○北栄町社会教育委員に関する条例

平成17年10月1日

条例第80号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定により、北栄町に北栄町社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は、社会教育に関し次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関し諸計画を立案すること。
- (2) 北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じこれに対して意見を述べ、助言すること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第1項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

第5条 教育委員会は、必要な事項があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則でこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定にかかわらず、合併後最初に委嘱する委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

○北栄町中央公民館条例

平成17年10月1日

条例第81号

改正 平成21年3月23日条例第18号

平成23年3月28日条例第5号

平成24年3月28日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、北栄町が設置する中央公民館に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 中央公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町中央公民館	北栄町土下112番地
北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿800番地

(公民館運営審議会)

第3条 公民館に法第29条第1項の規定により公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

3 審議会は、館長の求めに応じ、公民館運営に関する意見具申及び公民館における各種の事業の企画運営の参画に当たる。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合は、他の適任者を委嘱することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任(任期)期間とする。

(利用許可及び取消し等)

第4条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の利用を許可

せず、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) その他教育委員会が利用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 公民館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は社会教育を目的とするもの及び教育委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用者の義務等)

第6条 利用者は、その責めに帰することのできる理由によって公民館の設備その他の器具を滅失し、又は破損した場合は、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づき、教育委員会の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に、北栄町中央公民館大栄分館(以下「大栄分館」という。)の管理を行わせることができるものとする。

2 前項の規定により、指定管理者に大栄分館の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 法第22条に掲げる業務
- (2) 大栄分館の利用許可に関する業務
- (3) 大栄分館の使用料の収受に関する業務
- (4) 大栄分館の維持管理に関する業務
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める業務

3 第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合(以下「指定管理者管理の場合」という。)、第4条、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

4 指定管理者管理の場合、別表の使用料の額は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、その使用料は指定管理者にその収入として収受させるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館条例(昭和62年北条町条例第3号)又は大栄町立中央公民館条例(昭和46年大栄町条例第10号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成18年3月31日までの利用に係る使用料については、合併前の条例及び大栄町行政財産使用条例(昭和45年大栄町条例第26号)の使用料の例によるものとする。

附 則(平成21年3月23日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○北栄町中央公民館条例施行規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第18号

改正 平成21年4月1日教委規則第2号
平成23年2月25日教委規則第1号
平成23年3月30日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町中央公民館条例(平成17年北栄町条例第81号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館運営審議会の委員長等)

第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は必要に応じて、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

(定足数)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第5条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の調製)

第6条 議事録は、公民館長が調製し、委員長及び副委員長が指名した委員が署名しなければならない。

(利用許可申請)

第7条 北栄町中央公民館(以下「公民館」という。)を利用しようとする者は、条例第4条の規定により中央公民館・大栄分館利用許可申請書(様式第1

号)を、館長に提出しなければならない。

(利用許可)

第8条 館長が公民館の利用を許可したときは、中央公民館・大栄分館利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(許可書の提示)

第9条 公民館の利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、公民館の利用に際し、許可書を館長に提示し、その指示を受けなければならない。

(利用日及び利用時間)

第10条 公民館の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、北栄町教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

(1) 利用日 1月4日から12月28日まで

(2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(読み替え)

第11条 条例第7条第1項の規定により、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合、第7条、第8条及び第9条中「館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館運営規則(昭和62年北条町教育委員会規則第1号)又は大栄町立中央公民館条例施行規則(昭和46年大栄町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。